

JCBLスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

原則	審査項目	JCBL自己説明	関連規定、証憑書類等
[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現在は2020年に向けて将来構想に定められた使命・3つの役割を果たすため、各種事業を実施している。2022年7月を目途に3ヵ年の中期計画の作成を目指す。	
[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	上記中期計画の策定と並行して人材の採用及び育成に関する計画を策定する予定である。	
[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	事業年度ごとに事業計画および予算書について理事会で検討、承認を行い、それらを内閣府に提出するとともに、HPで公表を行っている。上記中期計画の策定と並行して財務の健全性の確保に関する計画を策定する予定である。	会計規則、特定費用準備金取扱規則
[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、ガバナンスコードに準拠すると記載している。（現在はそれぞれ50%、25%）。外部理事の定義についてはガバナンスコードにおいては最初の就任時点で以下のいずれにも該当しない者と指すとされている。ア）過去4年間に当該団体の役職員または評議員であった者、当該団体と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者であった者、当該団体の役員または幹部役員の親族である等、当該団体と緊密な関係にある者、イ）当該競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者、ウ）指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、当該競技の指導者として特に高い指導実績を有している者。	役員候補選出規則、役員名簿

<p>[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである</p>	<p>(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること②評議員を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>JCBLは公益社団法人であるため評議員をおいていない。</p>	
<p>[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである</p>	<p>(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること</p>	<p>2022年5月を目途にアスリート委員会の設置を目指す。</p>	<p>アスリート委員会規則、アスリート委員会名簿</p>
<p>[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである</p>	<p>(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること</p>	<p>定款により理事の人数は12名から15名と定めている。団体の規模及び事業内容に対して適正な規模であると認識している。</p>	<p>役員名簿</p>
<p>[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである</p>	<p>(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること①理事の就任時の年齢に制限を設けること</p>	<p>役員候補選出規則において役員は最初の就任時においてその年齢が80歳未満でなければならないとしている。</p>	<p>役員候補選出規則</p>

<p>[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである</p>	<p>(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること</p>	<p>役員候補選出規則において理事の再任回数及び在任年数について上限を設けている。</p>	<p>役員候補選出規則</p>
<p>[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである</p>	<p>(4)独立した諮問委員会として役員候補者選任委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること</p>	<p>理事会等の他の機関とは独立した役員候補選出委員会を設置し、構成員に有識者を配置している。</p>	<p>役員候補選出委員会の規則、役員候補選出委員会名簿</p>
<p>[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである</p>	<p>(1)NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p>	<p>各種規程等を整備している。</p>	<p>倫理規定</p>
<p>[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである</p>	<p>(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか</p>	<p>定款をはじめ各種規程等を整備している。</p>	<p>定款、組織規程、倫理規定</p>

[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。	個人情報保護規則、組織規則
[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	役員の報酬に関する規程、及び事務局職員の給与を定める規定を整備している。	役員報酬規則、給与規則
[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第9章において資産および会計について定めているほか、各種規程を整備している。	特定費用準備金規則
[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること⑤財産的基盤を整えるための規程を整備しているか	競技会主催・公認規則において公認ブリッジセンター及び公認ブリッジクラブが主催しJCBLが公認する競技会について定めている。	公認クラブ規則

[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選抜規則及び代表選抜細則において代表選手の選考及び選手の権利保護について定めている。	代表選抜規則、代表選手細則
[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公認ディレクター規則において審判員の資格及び選考について定めている。	公認ディレクター規則
[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、スポーツファーマシストからのサポートを日常的に得られる体制になっている。	
[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである	(1)コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2022年5月を目途にコンプライアンス委員会の設置を目指す。	倫理規定

[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである	(2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者などの有識者を配置すること	2022年5月を目途にコンプライアンス委員会の設置を目指す。	
[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	倫理規定において役職員の法令遵守について定め。周知を行っている。職員に対してはインテグリティ研修の時間を設け、コンプライアンス教育を行っている。役員に対しては総会終了後にコンプライアンス教育を導入する方向で検討する。	
[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2)選手、指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2021年12月のAPBF選手権の前日にコンプライアンス教育の場を設ける予定である。	
[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員に対するコンプライアンス教育の実施については現在検討中である。	
[原則6]法律、会計等の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、スポーツファーマシストからのサポートを日常的に得られる体制になっている。	
[原則6]法律、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。公認会計士による監査を毎年受け、内部統制の評価を受けていることに加え、公益認定等委員会による立ち入り検査を定期的に受けている。	定款、会計規則、特定費用準備金取扱規則、独立監査人の監査報告書、監事の監査報告書

[原則6]法律、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	日本スポーツ振興センター助成金については、スポーツ振興基金助成金交付要綱、および実施要領を遵守し適切に使用している。	スポーツ振興基金助成交付要綱、スポーツ振興基金助成実施要領
[原則7]適切な情報開示を行うべきである	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行っていること	法令上求められている貸借対照表のほか、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員報酬規則、役員名簿、理事会議事録をHPで公表している。	情報公開規則
[原則7]適切な情報開示を行うべきである	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選抜規則、代表選抜委員会規則をHPで公表している。	代表選抜規則、代表選抜委員会規則
[原則7]適切な情報開示を行うべきである	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	JCBLのガバナンスコードの遵守状況をHPで公開している。	
[原則8]利益相反を適切に管理すること	(1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規定の第4条、第5条において、役職員の私的利益の禁止および利益相反の防止、開示について定めている。	倫理規定

[原則8]利益相反を適切に管理すること	(2)利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成し方針を明確化している。	
[原則9]通報制度を構築すべきである	(1)通報制度を設けること	通報制度を設けている。	
[原則9]通報制度を構築すべきである	(2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制に弁護士、学識有識者を含めている。	
[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(1)懲戒制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを定め、周知すること。	懲戒規則において、競技会における不正行為およびその処分内容、手続きを定めている。 リスク管理規定において、役職員および会員、会友の重大な違反行為およびその処分内容、手続きを定めている。	懲戒規則、リスク管理規定、倫理規定
[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(2)処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者には、学識経験者や弁護士が含まれている。	

[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	2019年1月のJCBL理事会において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁申立に対しては同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決することを決議し、組織規則第2条に規定した。	組織規則
[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(2)スポーツ仲裁の利用が可能なことを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	
[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	リスク管理規定を定め、危機管理に関する各種手続き等を定めている。	リスク管理規定
[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	JCBLでは過去4年間に於いて不祥事は発生していない。	リスク管理規定

<p>[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである</p>	<p>(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は独立性、中立性、専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること※審査書類提出時から4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施</p>	<p>JCBLでは過去4年間に於いて不祥事は発生していない。</p>	
<p>[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>公認クラブ規則において、JCBLと地方センターおよびクラブとの権限関係を明確にしている。地方組織等の運営及び業務執行についての助言等は必要に応じて行っている。</p>	<p>公認クラブ規則</p>
<p>[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>地方組織等の運営者を対象に地方クラブ会議を年1回開催し情報提供や助言及び支援を行っている。</p>	<p>2019年地方クラブ会議開催通知</p>